

8

August
2013
No.197納税協会
ニュース

平成25年8月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)納税協会ホームページURL <http://www.nouzeikyokai.or.jp>

PICKUP

KPMG税理士法人
大阪事務所

平成25年分の路線価等を公表

● 近畿圏においても都市部を中心に上昇地点が増加

国税庁

平成25年7月1日に、国税庁が平成25年分の路線価等を公表しました。路線価等は相続税や贈与税の計算において、土地等の評価額の算定上、基準となるものです。

路線価とは、国税庁が公表する主要な道路に面した土地の1月1日時点の1平方メートル当たりの標準価額で、国土交通省が発表する地価公示価格の80%が目安となります。

大阪国税局管轄下の府県庁所在都市の平成

25年分と24年分の最高路線価及びその対前年増減率は次のとおりとなっており、特に大阪市北区角田町御堂筋の対前年上昇率が4.7%と目立っています。

また、大阪府下の31の各税務署管内の最高路線価においても、平成24年分においては対前年増減率がプラスの路線価は2か所であったのに対して、平成25年分においては7か所へと増加しました。

〈大阪国税局管内 府県庁所在都市の最高路線価〉

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価		最高路線価の対前年増減率	
			平成25年分 千円	平成24年分 千円	平成25年分 %	平成24年分 %
大阪	大津	春日町 JR大津駅前 通り	225	225	0	0
	京都	下京区四条通寺町東入 2丁目御旅町 四条通	2,520	2,520	0	0
	大阪	北区角田町 御堂筋	7,120	6,800	4.7	0
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	2,360	2,390	▲1.3	▲1.2
	奈良	東向中町 大宮通り	510	510	0	0
	和歌山	友田町5丁目 JR和 歌山駅前	360	380	▲5.3	▲5.0

(国税庁資料)

平成24年度 査察の概要を公表

● 平成24年度の脱税総額は205億円、うち告発分は175億円

国税庁

国税庁は6月20日に、平成24年度の査察調査の概要を公表しました。査察調査とは、国税犯則取締法に基づく強制調査であり、悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を行います。一般の税務調査とは別に、偽りその他不正行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

概要報告によると、平成24年度は190件の

査察事案に着手し、継続事案を含め191件を処理、そのうち129件を検察庁へ告発(告発率67.5%)しています。脱税総額は205億円(うち告発分175億円)に上り、告発事案1件当たりの脱税額は平均1億3,500万円となっています。

脱税の手段・手法としては、売上除外が多くみられ、架空原価・経費計上のほか、納税者に脱税を持ちかけ成功報酬を得る、いわゆる脱税請負人関与事案などが挙げられています。

税務行政執行共助条約の発効

● 多国間租税条約により国際的な脱税及び租税回避行為に対して適切に対処

財務省・外務省

税務行政執行共助条約(正式名称「租税に関する相互行政支援に関する条約」)とは、租税に関する行政支援(租税に関する情報の交換、租税債権の徴収共助、租税に関する文書の送達共助)を、本条約の締約国間で相互に行うための多数国間条約です。例えば、租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合には、他の締約国にその租税の徴収を依頼することができます。

平成25年6月28日に我が国は、税務行政執行共助条約等の受諾書を経済協力開発機構(OECD)の事務総長に寄託しました。これによって本条約は、我が国においても本年10月1日に発効することとなります。

本条約への署名国は55か国で、このうち発効済又は発効が決まっている国は29か国(米、英、仏、豪、韓国等)です(6月18日現在)。

ワンポイント

税理士 岸田光正

延滞税の見直し

納付すべき国税を法定納期限までに納付しなかった場合や、税務調査による修正申告等により追加納付を行った場合、期限内に納付した者と均衡を図る必要から、また、期限内納付を促進させる見地から、遅延利息に相当する延滞税が課されます。

1 延滞税の計算

現在、延滞税の額は、次のように計算されます。

(1) 期限内に申告を行ったが納付が期限後となった場合

原則として、法定納期限の翌日から実際に納付した日までの日数に応じ、年14.6%の延滞税が課税されます。

ただし、法定納期限の翌日から2か月間は、年4.3%(前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率に4%を加えた率)に軽減されています。

(2) 税務調査による修正申告等により新たに納付すべき税額が発生した場合

原則として、当初申告の法定納期限の翌日から新たに納付すべき税額を納付した日までの日数に応じ、年4.3%(基準割引率に4%を加えた率)の延滞税が課税されます。

ただし、法定納期限の翌日又は期限後申告書を提出した日の翌日より1年を経過する日から修正申告書を提出した日までの期間があれば、その期間については除算期間となり延滞税は課税されません(なお、増差税額のうち、重加算税対象分については、この除算期間の適用はありません)。

また、修正申告書を提出した日の翌日から2か月を超えて増差税額を納付した場合は、その超えた期間部分については年14.6%となります。

2 延滞税の税率引下げ

平成25年度改正により、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税から、その税率が次のように引き下げられます。

(1) 年14.6%で課税されていた期間

従来、年14.6%で課税されていた期間については、特例基準割合に7.3%を加えた率に軽減されます。

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年10月から前年9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均(おおむね1%)に1%を加算した率をいいます。

仮に、貸出約定平均金利の平均が1%とすると、年14.6%から年9.3%に軽減されることになります。

(2) 基準割引率に4%を加えた率で課税されていた期間

従来、基準割引率に4%を加えた率(現行:4.3%)で課税されていた期間については、特例基準割合に年1%を加えた率に軽減されます。

仮に、貸出約定平均金利の平均が1%とすると、年4.3%から年3%に軽減されることになります。

3 利子税、還付加算金の見直し

延滞税の見直しと同時に、主な利子税、還付加算金の率についても、従来、基準割引率に4%を加えた率(現行:4.3%)であったものが、特例基準割合(仮に、貸出約定平均金利の平均が1%とすると年2%)に見直されます。